

事前協議 1 関係課別必要添付図書一覧表（申出書正本に建設指導課で指導した本一覧表を添付してください）

担 当 課 名		建設指導	建設管理	下水道河川整備	廃棄物対策	環境保全	郷土文化	消防警備	都市計画	道路整備	総務管財	農林水産		学校管理	公園緑地	交通まちづくり	都市整備	産業政策		観光	自治振興	市民
担 当 名		開発調整	道 路 管 理	維 持	ゴ ミ 置き場	事業所指導	文化財	警備計画	都市計画	街路	管財	農 業 委員会	整備調整	管理	管理維持	交通政策	都市整備	事業者支援	産業振興	観 光 振興	自治振興	住居表示
番号	場 所 添付図書	別館 2F	第二別館 2F	別館 3F	環 境 事務所	環 境 事務所	旧館 B1	消防本部	別館 2F	第二別館 3F	旧館 2F	別館 3F	別館 3F	旧館 3F	第二別館 3F	別館 3F	別館 4F	別館 4F	別館 4F	別館 4F	新館 2F	新館 1F
1	委 任 状	正副 〇〇	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	付 近 見 取 図	〇〇	〇〇	○*	○ 住宅地図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地 籍 図 （ 公 図 ）	〇〇	〇〇	○*					②	○	○	○	○		○	①	○		○			○
4	地 積 測 量 図 又 は 求 積 図	〇〇	〇〇	○*						○	○	○	○		○		○		○			○
5	公 共 施 設 求 積 図	〇〇	〇〇	○*	○										① ④							
6	土地の登記事項証明書	〇〇							①	○	○	○					○		○		○	○
7	現 況 図	〇〇	現況道路 〇〇 横断面図	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
8	土 地 利 用 計 画 図 （配置図）	〇〇	〇〇	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①公園（緑地）平面 ②③緑化平面 ④	○	○	○	○	○	○	○
9	造 成 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○		○		①		○	○	○	○	○		○			
10	〃 断 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○		○		①		○		○	○	○		○			
11	道 路 計 画 縦 断 図	〇〇	〇〇						○						③ ④	○	○					
12	〃 標 準 断 面 図	〇〇	〇〇						○						③ ④	○	○					
13	排 水 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○				②		○		① ④	○	○					
14	〃 縦 断 図	〇〇	〇〇	○*									○		④	○	○					
15	〃 標 準 断 面 図	〇〇	〇〇	○*			○						○		④	○	○					
16	〃 構 造 図	〇〇	〇〇	○*									○		④	○	○					
17	流 末 水 路 構 造 図	〇〇	〇〇	○*							②		○		④	○	○					
18	給 水 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇					○					○		① ④	○						
19	消 防 水 利 図	〇〇						○					○			○						
20	建 物 平 面 図	〇〇	〇〇 一階のみ	○*	○	○	○	○	○	○				○	② ③	○	○	店舗 ○ 詳細		○		
21	〃 立 面 図	〇〇			○	○	○	○	○	○					② ③	○	○	○		○		
22	〃 断 面 図	〇〇				○	矩計図 ○ （基礎）	○	○	○					② ③	○						
23	工 場 危 険 物 調 書	〇〇				○																
24	公 共 公 益 施 設 図 詳 細	〇〇	道路構造 中心後退		ごみ 集積所			消火栓 空地等							①公園詳細(各構 造物詳細含む) ④							
25	緑 地 等 計 画 書 誓 約 書	〇〇													①（自主管理と なる緑地等の 場合のみ）							
26	そ の 他	〇〇		流量計算書 排水流域図																	⑤	

- * 《道路中心後退》
整備計画を関係課と協議のうえ詳細図を作成して下さい。

* 《電波障害調査対象建築物》
岸和田市放送電波受信障害の防止関する指導要綱第2条に該当する建築物は、次の書類が必要です。
・テレビ電波受信障害調査報告書、建築計画書、誓約書、

* 《自治振興課》
⑤ 町会・自治会加入等に関する地元町会・自治会協議結果報告
- * 《交通まちづくり課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 仮換地指定通知の写し又は仮換地証明の写し
保留地証明の写し

* 《下水河川道整備課》
建物用途が工場の場合は、2部必要
- * 《都市計画課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 生産量区域内（制限解除のみの場合は添付必要
② 仮換地指定通知の写し又は仮換地証明の写し、保留地証明の写し

* 《総務管財課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 当課所管財産（財産区財産を含む）に接して造成計画をする場合
② 排水をため池等に直接放流する場合
- * 《公園緑地課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 術基準2、技術基準3（管理担当）
② 大阪府自然環境保全条例（管理担当）
③ 大阪府風致地区条例（管理担当）
④ 開発区域内に都市計画公園が含まれる場合（維持担当）

☆給水については、別途水道企業団と協議すること。また、水道企業団の協議経過書のコピーを事前協議1完了前までに建設指導課に提出すること。